

議案参考資料

[平成 29 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

総務課 庶務係

議案名

議案第 2 号 桐生市庁舎整備基金条例案

趣旨・目的

市庁舎の整備に要する経費の財源を積み立てるため、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき、条例を制定しようとするものです。

概要

今後の桐生市庁舎の整備に備えるため、桐生市庁舎整備基金を設置し、財源を計画的に積み立てようとするものです。

(施行期日： 公布の日)

背景・経過

現在の本庁舎は、本館及び議事堂が昭和 40 年、新館が昭和 57 年に建設されたもので、既に本館は 51 年、新館は 34 年が経過していることから、老朽化により施設、設備の維持管理経費が年々増加しています。

また、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害を踏まえ、改めて防災・災害対策の中核を担う庁舎機能の重要性が再認識されており、耐震化を含めた庁舎の安全性の確保が求められています。

このような背景の中で、現在、庁内関係部局の職員で組織する「市庁舎整備に係る調整会議」を設置し、庁舎の大規模改修や建替えなどについて検討を行っているところでありますが、市庁舎の整備には多額の経費が必要となることから、今後の市庁舎整備に備え、その財源を確保することが必要となっています。